

14 防衛省(特区第14次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
140010	養蜂、蜂蜜採取、と児童への食 育情操育成のため、自衛隊施 設の一部土地の使用	国有財産法第18条	国有財産法第18条第1項の規定 に基づき、行政財産は、貸し付け 等又は私権を設定することができ ない。ただし、同法第18条第2項 又は第6項の規定に基づき、行政 財産の用途又は目的を妨げない限 度において、貸し付け等又は使用 許可することができる。	国有財産である自衛隊駐屯地において、養蜂場 整備のため、敷地の一部を開放する	東京都練馬区・埼玉県朝霞市自衛隊の広大な駐屯地周縁地は草花木樹、四季に富む養蜂蜜 源の宝庫である。しかしながら昨今、市街化人口密度は著しく、養蜂は市民感覚では刺されて 危険との認識大である。蜂種は日本蜜蜂、西洋蜜蜂で、特に日本蜜蜂は性質温厚素直、故に 性格は養蜂主、その人に似るとも言われます。そこで、自衛隊駐屯地の未使用部分の一部を 開放し「食の安全と国産・純粋蜂蜜の生産増促進の行動計画」として、養蜂場の整備を行いた いと考えています。	D	—	国としては、自衛隊施設の土地について、国有財産法第18条第2項又は第6項 の規定に基づき、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において国以外の者に 貸し付け等又は使用許可が可能。 なお、東京都練馬区・埼玉県朝霞市に所在する陸上自衛隊の駐屯地は、各種作 戦を遂行する基盤であり、平常は隊員の生活、勤務及び訓練等の場であるとともに 国民保護や防災等における地域との連絡・調整窓口である。また、各種事態発生時 における増援部隊等のための土地については、平時においては部隊及び隊員の能 力向上のための訓練場や装備車両の駐車場として有効に活用しているところであ る。したがって、当該駐屯地の土地は、すべて当省の所掌事務の遂行に関し現に 使用されており、未使用部分はないところである。		1082010	養蜂、蜂蜜採取、と児童への 食育情操育成のため、自衛 隊敷地内の一隅の開放	個人	埼玉県	防衛省